

いわき市障害者生活介護センター指定管理者募集要領

いわき市障害者生活介護センター条例第9条の規定に基づき、いわき市障害者生活介護センターの管理運営を代行する指定管理者を次のとおり公募します。

1 公募の趣旨

障害者及びその介護を行う者の居宅生活支援のための便宜を供与することより、障害者の自立の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資するため、いわき市が設置する「いわき市障害者生活介護センター（生活介護事業所）」の令和9年度以降の運営管理を行う指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

- (1) 名 称 いわき市障害者生活介護センター
- (2) 所 在 地 いわき市内郷高坂町四方木田 191 番地
- (3) 管理面積 建物面積 786.23 m²
- (4) 施設の種類の 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（生活介護）事業所
- (5) 施設内容 いわき市障害者生活介護センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照して下さい。

3 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4 管理の基準

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 休 館 日 日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 利用料金（使用料）

施設利用者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下障害者総合支援法という。）に規定する生活介護に係る障害福祉サービスを受けたときは、同法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として指定管理者が定めた額（以下利用料金という。）を指定管理者へ支払うこととします。

- (4) 利用料金制

指定管理者は利用料金を自らの収入として収受することができます。

- (5) 個人情報の取扱い

指定管理者は仕様書に定める個人情報の取扱いを遵守しなければなりません。

- (6) 法令等の遵守

指定管理者は、施設の運営及びサービスの提供に関して、関係法令等を遵守し、必要な申請及び届出若しくは報告等について確実に行わなければなりません。

5 業務の範囲

- (1) 施設利用者の居宅生活を支援するために便宜を供与する業務
- (2) 施設利用者の緊急時の対応に関する業務
- (3) 施設及び備品等の維持管理に関する業務
- (4) 施設運営費の適正な執行に関する業務
- (5) 施設利用者の意見把握に関する業務
- (6) 事業報告書等の作成及び報告に関する業務
- (7) 指定期間終了後の引継ぎに関する業務
- (8) 指定管理経費の管理に関する業務
- (9) 管理運営業務の検査及び確認への協力に関する業務
- (10) 防犯及び防災対策に関する業務
- (11) 福祉避難所の開設及び運営に関する業務
- (12) 感染症対策に関する業務

※ 詳細については、仕様書を参照して下さい。

6 施設管理の経費

管理運営に要する経費は、利用料金制とします(指定管理料(委託料)は発生しません)。

7 申請及び選定

- (1) 募集要領及び仕様書の配布
募集要領等については、いわき市保健福祉部障がい福祉課(いわき市役所本庁舎2階)において配布するほか、市ホームページに掲載します。
- (2) 質問の受付及び回答
 - ① 受付期間：令和8年9月25日(金)午後5時まで(土日・祝日を除く)
 - ② 回答期間：令和8年9月30日(水)まで随時
 - ③ 質問方法：要旨を簡潔にまとめ、文書(持参・郵送・FAX・電子メール)で受付期間内に行ってください。
 - ④ 質問への回答：個別に回答するほか、市ホームページで公表します。
- (3) 申請書等の提出
 - ① 提出期限：令和8年10月9日(金)
 - ② 提出場所：いわき市役所2階障がい福祉課
 - ③ 提出書類：提出書類一覧のとおり
 - ④ 留意事項：書類提出後、提出書類の内容を変更することはできません。
ただし、本市が追加書類の提出及び書類についての聞き取り調査の必要があると判断した場合はこの限りではありません。
- (4) 選定審査
 - ① 審査機関：いわき市保健福祉部・こどもみらい部指定管理者候補者選定委員会にて選考審査を行います。
 - ② 審査項目：別紙審査項目のとおり

(5) 審査結果

令和8年10月下旬（予定）に書面により審査結果を申請者宛に通知します。

また、審査結果は市ホームページにも公表します。

(6) その他

- ① 申請に関する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ② 申請書類は返却しません。
- ③ 申請書類の内容は指定管理者の選定等に係る公表を行う場合に、その全部又は一部を使用する場合があります。
- ④ 管理の基準については、協議のうえ、変更される場合があります。

8 提出書類一覧（原本1部、副本1部）

提出する書類のサイズはA4判（縦）とします。ただし、官公庁の証明等でサイズが異なる場合はこの限りではありません。また、提出された書類はいわき市情報公開条例の対象とします。

※ 各書類はホチキス止めではなく、クリップ止めとしてください。

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式による）
- (2) 事業計画書（別紙様式による）
- (3) いわき市障害者生活介護センター条例施行規則第3条第2項に定める書類（任意様式）
 - ① 定款等：定款、約款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - ② 貸借対照、損益計算書等：指定申請書提出日の属する事業年度の過去3年間のもの
 - ③ 組織の概要：経営理念・方針や組織・管理体制・職員数が分かる内容の書類
 - ④ 団体の沿革：時系列で記載し、団体の事業内容も具体的に記載
 - ⑤ 代表者の経歴書及び役員名簿：他の団体との兼職がある場合は、その旨も記載
 - ⑥ その他：登記事項証明書、納税証明書
- (4) 役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式）

※ 暴力団等の該当性を確認するため、暴力団等排除協定第2条の規定に基づき、指定申請者の役員等の情報を警察に照会しますので、あらかじめご承知おきください。
- (5) 誓約書：申請者の資格要件を満たしている旨の誓約書（別紙様式）
- (6) 指定障害福祉サービス事業者に係る指定通知書の写

9 申請者の資格要件

次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 本市に事業所を有している法人であること。
- (2) 法人を構成する職員等の過半数が本市の住民であり、経営財務内容が明らかな団体であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱に基づく指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。

- (5) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成２２年２月２２日制定）第３条各号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 市税等について滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 市長、市議会議員が経営又は運営に直接関与していない者であること。
- (9) 障害者総合支援法による指定事業所（生活介護及び計画相談支援）の管理運営の実績を有していること。

10 指定管理者候補者選定後の手続き等

- (1) 指定管理者の指定
指定管理者候補者については、令和８年度１２月議会の議決を経て正式に指定管理者として告示します。
- (2) 協定の締結
指定管理者候補者は、議決後に市と協議を行い、令和９年度以降の協定締結を行います。

11 指定の取消し

施設の適正管理を期するために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

12 指定管理者と市の責任

- (1) 指定管理者が市に損害を与えた場合の賠償
指定の取消しや指定管理者の責による施設の損傷など、指定管理者が市に損害を与えた場合は、その全てを賠償していただきます。
- (2) 業務実施にあたり付保する保険
 - ① 市：火災保険
 - ② 指定管理者：施設賠償責任保険、第三者賠償保険、車両に係る保険

13 対象施設の過去の管理状況

年 度	R5	R6	R7
延 利 用 者 数	6,154 人	5,933 人	5,721 人
１日あたり利用者数	20.9 人	20.1 人	19.5 人
経常収益（円）	62,321,000	65,809,690	76,128,598
経常費用（円）	61,543,629	57,883,678	59,105,610

14 その他

この要領及び指定管理者と締結する協定事項に定めのない事項があった場合、又はこの要領を変更する必要がある場合は、指定管理者と協議のうえ、市が定めるものとする。

15 問い合わせ先

いわき市 保健福祉部 障がい福祉課 支援係

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

電話 0246-22-7485

E-mail shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp

別紙 審査項目

別紙 申請書

別紙 事業計画書

別紙 役員等名簿及び照会承諾書

別紙 誓約書